

米国居住者が適格ストックオプションを行使等した場合の課税関係

税理士 高山 政信

〔事例〕

内国法人の上場企業A社では税制上の適格オプション制度がある。既に付与している社員のうち、米国現地法人へ出向しているBが、この度そのオプションを行使することになるが、オプションを行使した場合と行使後にA社株式を譲渡した場合の課税関係はどのようなになるのか。

〔ポイント〕

- 1 適格ストックオプションの課税関係
- 2 適格ストックオプションを行使した場合の日米租税条約の適用関係

〔検討〕

1 適格ストックオプションの課税関係

(1) 適格ストックオプションの付与

特定の取締役等が受ける新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権（以下「新株予約権等」という。）の行使による株式の取得に係る経済的利益で次の要件等を満たすものは非課税とされる（措法29の2、措令19の3、措規11の3）。

イ 適用対象者

特定の取締役等が受ける新株予約権等と与えられる者とされた付帯決議のあった株式会社等の取締役、執行役又は使用人である個人（これらの相続人を含む。）で一定のもの

ロ 新株予約権等の要件

- ① 新株予約権等の行使は、付与決議の日後2年を経過した日からその付与決議の日後10年を経過する日までの間に行われなければならないこと。
- ② 新株予約権等の行使に係る権利行使価額の年間の合計額が1,200万円を超えないこと。

- ③ 新株予約権等の行使に係る1株当たりの権利行使価額は、新株予約権等に係る契約締結時における1株当たりの価額相当額以上であること。
- ④ 新株予約権については、譲渡をしてはならないこと。
- ⑤ 新株予約権の行使に係る株式の交付（新株の発行又は株式の移転若しくは譲渡を含む。）が、付与決議に係る事項に反して行われるものでないこと。
- ⑥ 新株予約権等の行使により取得する株式につき、あらかじめ金融商品取引業者等との間において振替口座簿への記載若しくは記録、保管委託又は管理等信託の契約が締結されており、一定の方式により、その株式の取得後直ちにその金融商品取引業者等の振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は金融商品取引業者等保管委託又は管理等信託がされること。

ハ その他

上記の新株予約権等を行使する者は、その行使の際、大口株主等でないことを誓約し、株式会社等に対して一定の事項を記載した書面を提出しなければならない。

(2) 取得した株式の譲渡

特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（措法29の2①）の適用を受けて取得した株式について、保管委託又は管理等信託の解約又は終了等による返還又は移転があったときは、その事由が生じたときに、その時点における価額に相当する額による譲渡があったものとみなして申告分離課税により課税が行われる（措法29の2④）。

(3) 非居住者の場合

イ 行使の時

適格ストックオプションの場合は、個人についてその行使の時点での所得税を規定しているため、非居住者の場合も適格ストックオプションの行使の時点では所得税は課税されない（措法29の2、措令19の3、措規11の3）。

ロ 株式の譲渡の時

国内に恒久的施設を有しない非居住者が、株式等の譲渡をした場合で、その株式等の譲渡に関わる所得が、ストックオプションの行使により取得した株式の譲渡による所得の場合は、これらの株式の譲渡に係る国内源泉所得については、他の所得と区分し、その年中の株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額に対し、15%の税率により所得税を課することと規定されている（措法37の12、所令291①三、措令19の3④）。

国内に恒久的施設を有しない非居住者については、所得税法施行令291条1項3号で、内国法人の特殊関係株主等である非居住者が行うその内国法人の株式等の譲渡による所得が確定申告の対象とされている。

そして、措置法施行令19条の3の14項では、上記の規定について、非居住者がその有する特定株式を譲渡する場合における所得税法施行令291条の規定の適用については、「内国法人の特殊関係株主等」とあるのは、「特定株式の譲渡による所得及び内国法人の特殊関係株主等」と読み替えられている。

なお、特定株式とは、租税特別措置法29条の2の規定に従った「適格ストックオプション」の行使により取得した株式をいうことと規定している（措法29の2④）。

したがって、特定株式の譲渡については、基礎控除等の特定の控除を適用できる場合はそれらの控除を適用した後の金額に、15%の税率で課税されることになる。

2 適格ストックオプションを行使した場合の日米租税条約の適用関係

(1) 条約の内容

日米租税条約議定書第10条(a)では、次のとおり規定している。

「条約第十四条に関し、ストックオプション制度に基づき被用者が享受する利益でストックオプションの付与から行使までの期間に関連するものは、同条の適用上「その他これらに類する報酬」とされることが了解される。

(b) さらに、被用者が次の(i)から(iv)までに掲げる要件を満たす場合には、二重課税を回避す

るため、ストックオプションの行使の時に当該被用者が居住者とならない締約国は、当該利益のうち当該被用者が勤務を当該締約国内において行った期間中当該ストックオプションの付与から行使までの期間に関連する部分についてのみ租税を課することができることが了解される。

(i) 当該被用者が、その勤務に関して当該ストックオプションを付与されたこと。

(ii) 当該被用者が、当該ストックオプションの付与から行使までの期間中両締約国内において勤務を行ったこと。

(iii) 当該被用者が、当該行使の日において勤務を行っていること。

(iv) 当該被用者が、両締約国の法令に基づき両締約国において当該利益について租税を課されることになること。

除去されない二重課税を生じさせないため、両締約国の権限のある当局は、このようなストックオプション制度に関連する条約第十四条及び第二十三条の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を、条約第二十五条の規定に基づく合意によって解決するよう努める。」

以上によれば、適格ストックオプションの付与の日から行使までの期間に係るものは、給与所得条項で処理されることになる。よって、その期間に国内での勤務があれば、国内源泉所得として、わが国で課税されることになる。

(2) 課税の方法

日米租税条約では、課税の方法を規定していないので、どのように課税されるかは、それぞれの国内法によることになる。よって、わが国では、特定株式の譲渡として課税されるため、日本での勤務に対応する部分を株式の譲渡所得金額として、15%の税率により所得税が申告分離課税されることになる。

3 まとめ

適格ストックオプションの場合、ストックオプションを行使した時点では課税されず、株式を譲渡する時に株式等の譲渡所得として課税される。

米国の居住者が適格ストックオプションを行使して取得した株式を譲渡する場合、付与から行使までの期間に対応する利益を国内源泉所得とするが、その課税は、本来の給与所得としてではなく、株式等の譲渡所得として課税されることに留意する必要がある。